

第2回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年10月22日
 告示番号 第10号
 会議年月日 平成30年10月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 岩 渕 道 明
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主 任 千 葉 東

本日の案件 第2回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時36分

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の出席委員は23名ですが、1人遅れておりますので、22名で開始することにいたします。</p> <p>定足数に達しておりますので、第2回一関市農業委員会総会を開会します。</p> <p>なお、17番 芳賀 武郎 委員より欠席の届け出がありました。</p> |
| 議 長 | <p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> |
| 議 長 | <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 千葉 綾雄 委員、5番 鈴木 勝 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第2号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> |
| 局 長 | <p>それでは、1ページをお開き願います。</p> <p>報告第2号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> |

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

事務処理規程の第8条ですが、会長の専決について、「会長は、緊急の必要があると認めるときは、委員会の権限に属する事項を専決することができる。」と規定をしております。

専決処分の日は、平成30年10月22日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第9号までの9件、9名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第2号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第2号の質疑を終わります。

次に、「報告第3号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

5ページをお開き願います。

報告第3号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から6ページ、第9号までの9件、11筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員

会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員に届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土による整備分9件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第3号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第3号の質疑を終わります。

次に、「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

ご了承願います。

局 長

局長より説明いたさせます。

7ページをご覧願います。

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、また労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、また労力不足の状態にあることから、その持ち分12分の2について、共有者の一人であり、譲渡人の甥に当たる譲受人が贈与により取得するものです。

8ページをご覧願います。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため、生前一括贈与により取得するものです。

第5号については、貸付人は一関市となりますが、旧大東町所有の農地を借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするもので、賃貸借期間は、記載のとおり、平成31年10月31日までの1年間で、以前にも借りた経緯のあるものでありますが、賃借料は記載のとおりとなっております。

9ページから10ページをご覧ください。

第6号及び第7号の2件については、市の空き家バンクを利用した案件になります。

第6号は、譲受人は空き家バンクにより住居を売買により取得するとともに、住居に付属した農地も取得し、移住して新規に農業を始めたいということでもあります。

売買金額は、農地以外も含めた金額となりますが、記載のとおりとなっております。

第7号についても、譲受人は空き家バンクにより住居を売買により取得するとともに、住居に付属した農地も取得し、移住して新規に農業を始めたいということでもあります。

売買金額は、農地以外も含めた金額になりますが、記載のとおりとなっております。

最後に、千厩地域に係る申請2件でございます。

10ページから11ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が高齢で労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得するものです。

なお、この土地は、元々は譲受人の所有地であったという事情から、贈与による無償の所有権移転とするものです。

第9号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得するものであります。

以上9件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

ここで、実際の事務の担当を進めております岩渕補佐から、事務の流れ等についての補足説明をいただきます。

議 長

局長 補佐

9ページ、6番、7番についての詳細説明をいたさせます。

初めての空き家バンクの案件となりました3条の第6号と第7号について、もう少し詳しく説明させていただきたいと思えます。

まず、第6号についてですが、取得者は現在、販売会社を立ち上げて事業を行っているということでございます。

それで、この3条の許可があった際には、こちらのほうに移ってくるということでございます。

それで、やろうとしている作物でございますが、リンゴとナスとネギというようなことを考えているようでございます。

所有の機械は草刈機しかありませんけれども、耕耘機、動噴、軽トラなどは借りて農業を行いたいということでございます。

また、その田んぼの中にパイプハウスが建っていて、4棟あるというようなことでございますので、ナスをそのハウスを使って栽培する予定になっているようでございます。

また、この農地につきましては、中山間地域の直接支払交付金の対象農地ということから、荒らさないで草刈りはしていくという予定でございます。

また、新規就農ということでございますので、農業改良普及センターや農協の営農指導を受けながら、農業のほうを続けていくということを考えているようでございます。

それから、第7号になりますが、取得者は、この3条許可があった際には、こちらのほうに住むということになっているようでございます。

それで、この方につきましても、営農はリンゴを予定しているということで、先ほどと同じように普及センターや農協の指導を受けながら行っていくということでございます。

この方も新規就農ということになってございます。

それから、一緒に田んぼも取得するわけでございますけれども、田んぼにつきましては基盤整備の予定があるということでございまして、その基盤整備につきましては、その事業に参加して、農事組合法人というか、法人ができた際には作業等の委託はするという予定でいるわけでございます。

私のほうからは以上になります。

以上で「議案第3号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調

議長

6 番
佐藤徹委員

査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域、農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、平成30年10月15日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、松岡委員、農地利用最適化推進委員といたしまして阿部 正明 委員、遠藤 清春 委員、事務局職員といたしまして阿部主任主事、千葉主任でございます。

報告内容、第1号から第2号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

2 番
渋谷皓委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成30年10月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 渋谷 皓、農地利用最適化推進委員 千葉 寿昭、及川 善喜、支所職員 藤江 功 産業経済課主任主事でございます。

報告内容、第3号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上、報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

11番
石川誠司委員

それでは、大東地域から農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は平成30年10月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員といたしまして私、農業委員 石川、それから農地利用最適化推進委員といたしまして小野寺 進、小野寺 照夫の2名でございます。支所職員は熊谷産業経済課主任主事でございます。

報告内容、先ほど岩渕補佐からあったとおりでございますので、私もそれを確認済みでございます。

報告内容、第4号から第7号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれ

議 長
12番
佐藤繁委員

も効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題がないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成30年10月12日、金曜日、午前9時半から行いました。

現地調査員、農業委員といたしまして私、佐藤です。

それから農地利用最適化推進委員 千葉 太郎、同じく小野寺 彰、事務局職員 西巻主任主事、支所職員 畠山産業経済課主査です。

報告内容、第8号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

議 長
2番
渋谷皓委員

空き家バンクで、リンゴ、ナス、ネギという話ですけれども、このリンゴというのはもう既に木は植えてあるのか、それとも今から購入をして植えるのか、どちらでしょうか。

今から購入して植えるということでございます。

ほかにございませんか。

5番であります。

局 長 補 佐
議 長
19番
佐々木栄一委員

市の所有地を大東の方が借りるということでございますけれども、再設定ということでございましたが、この2,000㎡の土地は市では売却しないのか、さらにそれは隣接との関係があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思いま

休憩といたします。

(午後1時59分 休憩)

(午後2時00分 再開)

議 長
局 長 補 佐

再開いたします。

それでは、お答えさせていただきたいと思いま

売却ということについては、市のほうではその予定といま

議 長
議 長
議 長
議 長
議 長
局長 補 佐

か、そういう気持ちはないということでございます。

それから、この農地につきましては、前は大東町で管理していた天狗岩牧野の中の一部ということでございますけれども、その牧野の隣接の方がその一部を借りるということでございます。

以上です。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場です。

よって、「議案第3号」を可と決めます。

次に、「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは、12ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は1件で、一関地域に係るものでございます。

第1号は、申請人が集合住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

この農地の立地基準につきましては、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内にある農地ということになってございまして、一般基準で言いますと、資金の確保はできているというようなことでございます。

それから、排水関係は公共下水道の利用ということでありまして、土地改良区の意見書もいただいているということで、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることから、許可

| | | |
|-------|---|---|
| | | できるものと考えるところでございます。 |
| | | 以上、許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。 |
| | | 以上で説明を終わります。 |
| 議 | 長 | 以上で「議案第4号」の説明を終わります。 |
| | | ただいまの説明に関連し、現地調査の結果についての説明があります。 |
| | | 担当された一関地域の委員の方、報告をお願いいたします。 |
| 6番 | | 一関地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。 |
| 佐藤徹委員 | | 現地調査日、調査員は3条と同様でございますので、割愛させていただきます。 |
| | | 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、申請地は一関インターから東に約250mの位置にあり、周囲は東・南側が宅地、西側が農地、北側が雑種地となっております。 |
| | | 申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま |
| | | す。 |
| | | 以上でございます。 |
| 議 | 長 | ありがとうございました。 |
| | | 以上で現地調査の結果についての説明を終わります。 |
| | | 審議願います。 |
| 2番 | | 職業が公務員となっているのですけれども、第4条は農業者が |
| 渋谷皓委員 | | 転用をかけるときにこの4条を使うのではなかったでしょうか。 |
| | | 公務員だけだと5条になってしまうのではないのでしょうか。 |
| 局長補佐 | | 4条の転用の場合は、自分の土地を転用する場合は4条ということになってきますし、5条の場合には所有権移転を伴う転用は5条ということになっています。 |
| | | 以上です。 |
| 2番 | | ということは、公務員兼農業者であるということでしょうか。 |
| 渋谷皓委員 | | 公務員とだけなっているのです、これは農業者も追加しないとい |
| | | けないのではないのでしょうか。 |
| 局長補佐 | | そうですね。 |
| | | ここの職業については、公務員兼農業ということで追加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 |
| 議 | 長 | ほかにございませんか。 |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | (なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| 議 長 | (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 |
| 議 長 | (挙手満場) 挙手満場です。 |
| 議 長 | よって、「議案第4号」を許可相当と決します。 |
| 局 長 補 佐 | 次に、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 13ページをお開き願います。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。 本議案に係る申請は10件で、一関地域が4件、花泉地域が2件、千厩地域が4件でございます。 第1号は、譲受人が5区画の宅地分譲をしたいので転用申請するものでございます。 農地区分は、都市計画区域内の準工業地域にある農地でございますので、第3種農地と判断してございます。 これにつきましても、排水処理につきましては公共下水道への接続ということになってございますし、金融機関からの借入れということになるのですが、その証明書もいただいていることから、転用は許可できると考えるものでございます。 それから第2号から14ページの第4号ですけれども、譲受人が2区画の宅地分譲及び分譲地購入者の宅地への出入りをしやすくするための道路を整備したいので転用申請するものでございます。 この農地につきましても、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域となっていることから、第3種農地と判断してございます。 それから一般基準でございますが、全額自己資金ということで |

すので、金融機関の残高証明書が添付されていることから、許可できるものとするものと考えています。

それから第5号でございますけれども、譲受人が県発注の「一般県道若柳花泉線交通安全施設整備事業」に係る歩道整備により移転することとなったことから、自己住宅を建築したいので転用申請するものと考えています。

この農地につきましては、花泉駅から300m以内の140mに位置する農地であることから、第3種農地と判断してございます。

一般基準は、先ほどと同じでございますけれども、公共下水道への接続など、それから全額自己資金というか、県の補助ということで転用目的を遂行するということから許可できるものとするものと考えています。

それから第6号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものと考えています。

ここにつきましては、第5号の隣ということになってございまして、花泉駅から300m以内の150mに位置する農地であることから、第3種農地と判断してございます。

公共下水道への接続や自己資金、それから同金融機関からの借入れで転用の事業を行うということで、その証明書が添付されていることから許可できるものとするものと考えています。

それから第7号ですが、借受人が県発注の「経営体育成基盤整備事業清田地区第1号工事」に伴う仮設事務所や資材置場等の工事用仮設用地として利用したいので、賃貸借して一時転用申請するものと考えています。

期間は、許可日から平成31年8月31日まででございます。

ここにつきましては、農振農用地区域内に存在する農地ということでございますけれども、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものとするものと考えています。

それから第8号ですが、譲受人が隣接地の雑種地と併せて自動車の展示場及び駐車場を整備したいので転用申請するものと考えています。

この農地につきましては、都市計画区域内の工業地域内にある農地ということで第3種農地ということで判断してございます。

金融機関の残高証明書添付ということで許可できるものとするものと考えています。

議 長
6 番
佐藤徹委員

それから第9号は、譲受人が現在住んでいるアパートが手狭になり、通勤に便利で住環境に適した当該地に自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地ということでございます。

この農地につきましては、土地改良事業等は実施していない農地であり、購入に当たってほかの所有者からの折り合いがつかないことから、ほかに適地がないということでございます。

合併処理浄化槽の設置など、それから資金の確保ができていますということでございますので、許可できるものとするものでございます。

それから16ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断してございます。

この場所につきましては、自分の事務所が隣にあるわけでございますけれども、そのような点からほかに適地がないというようなことで判断してございます。

合併浄化槽の設置、それから資金証明の添付があることから許可はできるものとするものでございます。

以上、許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えるものでございます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第5号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、よろしく願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、調査員に関しましては、3条、4条と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地はJR一ノ関駅から東に約870mの位置にあり、周囲は東・南側が市道、西・北側が宅地となっています。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

2番
渋谷皓委員

議 長

12番
佐藤繁委員

第2号から第4号に関しましては、申請地はJR一ノ関駅から北東に約960mの位置にあり、周囲は東・北側が宅地及び農地、西側が農地及び道、南側が道及び水路となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上でございます。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員は3条と同じなので割愛いたします。

第5号、第6号とも、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上で報告を終わります。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告します。

第7号について、申請地はJR小梨駅から北東に約910mの位置にあり、東側は宅地、西・南側が農地、北側が国道となっております。

申請人が公共工事に伴う仮設事務所、資材置場及び駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

なお、本工事は、県発注の経営体育成基盤整備事業清田地区第1号工事であります。

第8号、申請地は千厩支所から南に約1kmの位置にあり、周囲は東側が原野、西側が国道、南・北側が雑種地となっております。

申請人が販売車展示場及び駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第9号、申請地は千厩支所から南東に約1.6kmの位置にあり、

周囲は東・西側が転用済みの分譲地、南側が農地、北側が市道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第10号について、申請地は千厩支所から北西に約573mの位置にあり、周囲は東側が県道、西側が水路、南・北側が宅地となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上、報告いたします。

議 長

ご苦労さまでした。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第5号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

17ページをお開き願います。

議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。

なお、第1号につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があった場合は、許可相当とすることについて併せて意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が2件で、一関

地域に係るものでございます。

第1号は、平成18年5月1日付けで、自己住宅を建築する目的で5条許可があったものですが、父親が病気で亡くなったことから住宅建築は中止し、既に所有権移転と土地造成は済んでいたことから、転用目的を太陽光発電パネル設置に変更しようとするものでございます。

それから第2号は、平成27年11月16日付けで残土処理場として一時転用し、その残土を利用して農地復旧する目的で5条許可があったものですが、農地復旧に必要な残土が不足していることから、一時転用期間を延長し残土を確保しようとするものでございます。

なお、変更後の一時転用期間は平成33年10月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第6号」の説明を終わります。

審議願います。

15番
遠藤勝幸委員

向学のために、第1号についてもう少しお聞きしたいのですが、5条で変更して、そして4条で変更するということですか。

よくわからないので、この流れといいますか、もう一回説明していただきたいです。

局 長 補 佐

この件につきましては、現在、県南局のほうに問い合わせをしまして、この4条で申請するかどうかというのは、はっきり決まっているわけではございません。

ただ、県南局のほうに問い合わせした際には、4条で申請すればいいのではないかというようなことを言われたのですが、事務局のほうで考えてみると、5条で申請して、その5条の転用目的がまだ果たせていないということでございますので、5条の申請でいいのではないかということで今進めているところでございます。

4条ということになったのは、所有権移転をしたからということでそういう考えになっているようでございますけれども、まず、この件はしっかりとした方向性というのはまだ出ていない状況でございます。

以上です。

15番
遠藤勝幸委員

私も勉強不足ですが、5条は農業者の農地から別の人に移して、それで農地以外にするわけですね。

第1号は、転用事業者が所有権移転をして所有者となっているわけですね。

ということは、この前は農地であったものが農地ではなくなったのですか。

局長 補佐
15番
遠藤勝幸委員

今は農地ではなくなっています。

それがなぜまた農地として、まだ農地ですか。

5条のときに宅地にするということができなかったから、もう一回その目的を変えるということですか。

宅地から太陽光パネル、そして工業用地に変えるという、その5条の申請の目的を変えるということですか。

局長 補佐

そうです。

5条の目的を変えるということですか。

現況は、今現在は更地になっているのですけれども、登記地目のほうがここにあるとおり、田んぼということになっているわけです。

結局、その地目を変えなくては、いつまでも田んぼということで残ってしまいますので、その地目を変えるためにやるということになります。

15番
遠藤勝幸委員

わかりました。

わかりましたけれども、先月も同じような話があつて、今回は平成18年ですけれども、先月も結構長い年月が経っていて、もう一回農業委員会に再提出されたわけですが、やはり登記というところを、先月も期間というか、どこで締めるのかというような話がありましたけれども、やはりその辺も指導していく必要があるのではないのでしょうかという意見です。

18番
佐藤多賀幸委員

前にも同じような話を聞いたのですけれども、5条の、特に今お話があつたように所有権移転のことに絡むのですけれども、当然、申請書には転用予定も入っていて、そこで管理をしていかないと、結局、こういうようなことが出てくるということを前回もお話ししたつもりでございます。

それで、転用予定日がありますので、転用予定日が過ぎますと、そこで農地法違反となり、境目というのはその転用予定日となるはずですよ。

そこで最低でも指導しておかないと、時間だけが過ぎて今回のような事例が出てくるということで、前回も審議するに当たっては、備考欄でも何でもいいのですけれども、転用の予定日を記載

してはどうかというような提案をしたところであります。

そういうようなことも含めて、農地法違反との関係もある程度、事前に、どこまででけじめをつけて次に移行するかという、今の5条から4条の関係、それが相手に合わせるような格好でやってしまっただけでいいのか、相手のためにはいいことはいいのですけれども、どこかで線引きといいますか、けじめといいますか、そういうのは必要なのではないかと、そのような思いで今聞いていたところでございます。

よろしく申し上げます。

局長 補佐

確かに転用の管理というのは、時期までに転用を終わらせるようにということだろうと思えますけれども、今回の1番の方であれば父親の入院の関係で住宅建築を中断せざるを得なかったとか、人それぞれいろいろな理由で転用を延期するということはよくあることだと思えます。

確かに、進捗管理というのは実際、農業委員の仕事ということではないのですが、農業委員には、転用目的とは違うような事業をやっている場合には違反転用などということで指導ということにはなるかと思えますけれども、転用期間が延びているということでは、大幅にということであれば問題にはなってくるかと思えますけれども、そうでなければ、ある程度は転用の許可を受けた方の管理というか、その人の責任というようなことになってくるかと思えますので、期間をいついつまでということまでは記載のほうはいらぬのではないかとということで考えてはおりますけれども。

議長

歯がゆい答弁でご納得いただくということはかなり厳しいというように私も思います。

というのは、5条で申請したのなら取下げをすべきではないのかと、そして、取下げをした後に4条で新たにやるべきではないのかというように私は思うのです。

ただ、それを一気にこういうようにやろうとするから紛らわしいということで、違法ではないけれども、立派な適法なのかという異議があるというようにも思います。

ご理解をいただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

| | | |
|------|---|--|
| 議 | 長 | <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | <p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第6号」を許可相当と決します。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、「議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> |
| 局長補佐 | | <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>18ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。</p> <p>20ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、利用権貸借が7件、所有権移転が1件でございます。</p> <p>初めに利用権貸借でございますけれども、第1号と21ページの第2号は、一関地域に係る申請でございます。</p> <p>それから第3号から23ページの第6号までは、花泉地域に係る申請でございます。</p> <p>それから第7号は、大東地域に係る申請でございます。</p> <p>それから25ページをお開き願います。</p> <p>次に所有権移転でございますが、第1号は、花泉地域に係る申請でございます。</p> <p>以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりですのでご覧願います。</p> <p>また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>以上で「議案第7号」の説明を終わります。</p> <p>なお、所有権移転第1号について3番 皆川 清喜 委員が農業</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | | 委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 |
| | | 「議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を 所有権移転第1号を除き可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。 |
| | | よって、「議案第7号」を所有権移転第1号を除き可と決しま す。 |
| 議 | 長 | 次に、所有権移転第1号を審議いたします。 |
| | | 皆川 清喜 委員は退室願います。 |
| | | (午後2時40分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 |
| | | 「議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、 所有権移転第1号を可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場です。 |
| | | よって、「議案第7号」、所有権移転第1号を可と決しまし た。 |
| | | 皆川 清喜 委員は入室願います。 |
| | | (午後2時41分 入室) |
| 議 | 長 | 皆川 清喜 委員に申し上げます。 |
| | | 「議案第7号」、所有権移転第1号は可と決しました。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第8号 農地法の適用外であることの証明願に対 する可否について」を上程いたします。 |
| | | 局長補佐より説明いたさせます。 |
| 局 長 補 佐 | | 26ページをお開き願います。 |
| | | 議案第8号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否 についての議案の内容についてご説明いたします。 |

議 長
6 番
佐藤徹委員

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は4件で、一関地域が2件、大東地域が1件、千厩地域が1件でございます。

申請の内容は、27ページの第4号まで記載のとおりですので、ご覧願います。

いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

なお、第3号につきましては、先ほど説明いたしました空き家バンクの関係となっている案件でございます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第8号」の説明を終わります。

それぞれの担当地域の現地調査があったわけですが、まず、一関地域の担当委員より説明願います。

一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては、3条、4条、5条と同様でございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は一関インターから南に約1.2kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が現況山林、南側が宅地、北側が農地となっております。

昭和56年頃から雑種地となっており、既に農地性は失われております。

第2号、申請地は一関インターから西に約6.4kmの位置にあり、周囲は東・南側が原野、西側は農地、北側が水路となっております。

昭和56年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域から、農地法適用外現地調査報告をいたします。

日時、それから委員については3条と同じですので割愛させていただきます。

議 長
11番
石川誠司委員

議 長
12番
佐藤繁委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR摺沢駅から南東に約2kmの位置にあり、周囲は東・北側が山林、西・南側が農地となっております。

昭和41年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

先ほどの空き家対策の住宅が建っている所でございます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については、3条、5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第4号、申請地は千厩支所から南に約1kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地及び雑種地、北側が山林となっております。

昭和56年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われています。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第8号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第8号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第9号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

28ページをお開き願います。

議案第9号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、29ページのとおり、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、市町村が農業振興地域整備計画の変更を行おうとするときは、農業委員会の意見を聞くことになっていることから、市から協議があったものでございます。

30ページをお開き願います。

皆様のお手元に資料番号と記載している資料を配布していましたが、この資料とは別に農振除外の図面を配布させていただいておりますけれども、その図面の番号と資料番号の番号が対比できるようにということで配布させていただいたものでございます。

それらを参考にさせていただきながら、ご覧いただければと思います。

30ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が29件、農用地区域への編入申請が34件でございます。

初めに、農用地区域からの除外申請ということでございますけれども、除外1号から除外13号までは、一関地域に係る申請となっております。

それから除外14号から除外17号までの4件は、花泉地域に係る申請でございます。

除外18号と除外19号は、千厩地域に係る申請でございます。

除外20号から除外29号までの10件は、藤沢地域に係る申請でございます。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載のとおりで、転用が計画されている土地となっております。

なお、今回の除外申請案件は、全て岩手県との事前協議が整った案件でございます。

いずれの案件も公告縦覧期間終了後、県知事の同意を得た後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会で審議することとなります。

それから、次に農用地区域への編入の申請ということでございますけれども、こちらのほうは議案のとおりでございます。第1号から第13号までは、一関地域に係る申請でございます。

それから第14号から第26号までは、花泉地域の申請でございます。

それから第27号と第28号は、大東地域に係る申請でございます。

それから第29号は、千厩地域に係る申請でございます。

第30号から第34号までの5件は、藤沢地域に係る申請でございます。

編入の理由につきましては、編入理由のとおりでございますけれども、土地改良事業や中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の対象農地とするための土地の見直しを行い編入するものでございます。

なお、編入につきましては、委員の皆様による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第9号」の説明を終わります。

それぞれの地域の担当委員の方から現地調査報告をお願いいたします。

6番
佐藤徹委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、調査員につきましては、先に報告しました3条、4条、5条、適用外と同様でございますので、割愛させていただきます。

報告内容、除外申請の1号から13号について、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外には問題ないと思われま

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

2番
渋谷皓委員

花泉地域の農振除外現地調査報告を行います。

調査員は3条、5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、除外14号から17号について、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

| | |
|---------------------------|--|
| 議 長 12番 佐藤繁委員 | 以上、終わります。 ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農振除外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員については、3条、5条、適用外と同じですので割愛いたします。 報告内容、除外18号、19号について、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま |
| 議 長 10番 佐藤和威治委員 | 以上、報告いたします。 ご苦労さまでした。 次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。 現地調査の日付でございますけれども、平成30年10月12日、午後1時半から行ったものでございます。 現地調査員といたしまして、私 佐藤と農地利用最適化推進委員 伊藤 勉、同じく佐藤 泰雄 両名でございます。 事務局職員といたしまして西巻主任主事、支所職員といたしまして佐藤産業経済課主事でございます。 報告内容でございますけれども、除外20号から29号までにつきまして、別紙農地転用等現地調査を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないものと思われ、報告をいたしたものでございます。 |
| 議 長 | 以上でございます。 ご苦労さまでした。 以上で現地調査の結果についての報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり) |
| 議 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第9号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場) |
| 議 長 | 挙手満場です。 よって、「議案第9号」を許可相当と決します。 |
| 議 長 | 以上をもって議案審議が終了いたしました。 |

局長 補佐

失礼いたしました。
議案の訂正をいたします。
すみません。

報告書のほうの番号がわかりにくいものとなっておりますので、説明させていただきたいと思っておりますけれども、現地調査報告書の25ページをご覧くださいと思っておりますけれども、皆様のほうにお渡ししておりました資料と見比べますと、調査報告書には除外1号から13号と記載しておりますけれども、こちらの番号につきましては、あとから配布させていただきました資料番号の番号ということになってございますので、それを見ていただければと思っておりますが、私のほうで見たところ、左端の番号が間違っているわけではないのですが、資料番号の番号と報告書のほうの番号が間違っているとわかりにくいのではないかなというようなことを発見いたしましたので、ここの説明ということでお願いしたいと思います。

それで、この一覧表の資料番号の除外の1号から13号の分を調査報告書のほうに記載しておりましたので、そのようにご覧いただきたいと思っております。

すみませんでした。
大変失礼いたしました。

議長

以上をもちまして、第2回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

なお、13番、鈴木 初男 委員は本日の総会は欠席となります。
以上です。

(午後3時02分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員